

明石市人権施策推進方針

(実施計画)

明 石 市

平成23年度～平成27年度

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 人権施策推進方針 実施計画策定の趣旨 | 1 |
| 1 実施計画の役割と計画期間 | 1 |
| 第2章 人権施策推進方針の基本的な考え方 | 2 |
| 1 推進方針の基本目標 | 2 |
| 2 推進方針の基本方向 | 2 |
| 第3章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進 | 3 |
| 1 学校・幼稚園・保育所等における人権教育・啓発 | 3 |
| 2 家庭・地域・職場等における人権教育・啓発 | 4 |
| 第4章 人権課題への取り組み | 6 |
| 1 女性 | 6 |
| 2 子ども | 7 |
| 3 高齢者 | 9 |
| 4 障害のある人 | 11 |
| 5 同和問題 | 13 |
| 6 外国人 | 14 |
| 7 多様な人権課題 | 15 |
| 第5章 総合的で効果的な推進のために | 16 |
| 1 推進体制と職員研修の充実 | 16 |
| 2 関係機関・団体等との連携・協力の強化 | 18 |
| 3 市民の参画と協働による施策の推進 | 19 |
| 4 推進方針の広報・啓発活動 | 20 |
| 5 施策の推進による効果の測定 | 20 |

第1章 人権施策推進方針 実施計画策定の趣旨

1 実施計画の役割と計画期間

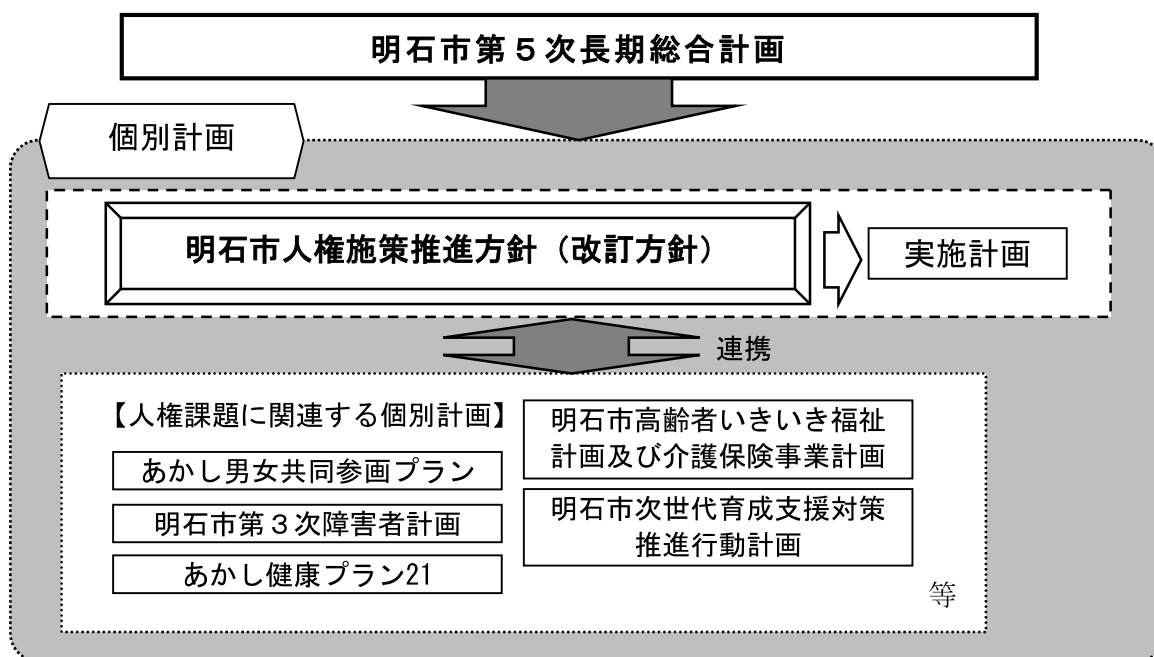
(1) 役割

本市では、社会状況の変化に伴い、多様化、複雑化していく人権課題に対応するため、明石市人権施策推進方針（以下「推進方針」と略す場合があります。）を改訂し、平成23（2011）年から新たな方針のもとに人権教育・啓発活動を推進することとしています。

推進方針は、明石市第5次長期総合計画（平成23（2011）年度～平成32（2020）年度）を上位計画とする個別計画として、多様化、複雑化する人権問題を総合的に調整し、人権課題別に進められている施策の有機的な連携を図る役割を担うものです。

目標年次は第5次長期総合計画に合わせ、平成32（2020）年度となっています。

本実施計画は、この推進方針で定めた基本的な方策をより具体化するため、社会状況等の変化や施策の進捗状況等を考慮しながら、推進すべき人権施策関連事業を明らかにしたものです。



(2) 計画期間

実施計画の計画期間は5年間とします。これは、人権施策関連事業の効果は、短期間に現れるものではなく、じっくりと時間をかけて現れてくるものであるとの考えによるものです。

しかしながら、今後の社会状況の変化等に応じて、必要な場合は新規で取り組むべき事業を盛り込むほか、毎年の点検・評価結果を踏まえて事業の縮小や統合を図るなど、柔軟に見直しながら計画を推進していくこととします。

第2章 人権施策推進方針の基本的な考え方

1 推進方針の基本目標

人権感覚あふれる共生社会の実現をめざして

本市では、「人権感覚あふれる共生社会の実現をめざして」を基本目標とし、すべての市民に対し、あらゆる分野において基本的人権が尊重される行政を推進していくこととします。

2 推進方針の基本方向

基本目標の達成に向け、次の3つの基本方向を設定し、人権施策を展開していきます。

(1) 人権感覚豊かなひとづくり

人権感覚あふれる共生社会の実現のためには、人権感覚豊かなひとづくりが基本です。市民一人ひとりの人権意識が「ひとつごと」ではなく「わがこと」（「自らの課題」）として高まるようにあらゆる場で人権教育・啓発を進めます。

(2) 人権文化が息づきだれにもやさしい地域づくり

人権文化とは、さまざまな人権問題に関心を持ち、人権尊重の視点にたった行動が自然と行われることが文化として定着していることです。日常生活や社会生活を通じて、豊かな人権感覚にもとづく行動が自然に実践される地域づくりを進めます。

(3) 参画と協働による人権尊重のまちづくり

人権感覚あふれる共生社会を実現するためには、行政や関係機関だけでなく、市民の豊かな感性や発想、地域での実行力なくしては成し遂げることができません。市民と市民また市民と市が協働して人権尊重のまちづくりを進めます。

第3章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

1 学校・幼稚園・保育所等における人権教育・啓発

- ① 保育所・幼稚園及び子育て支援センターなどの子育て関連施設では、人との関わりや自然などとのふれあいにより、やさしさ、豊かな心、命の大切さなど、人権を大切にする心を育みます。また、保護者との連携を図りながら、生活のあらゆる場面で「自分を好きだ、大切だ」という自尊感情を育みます。
- ② 小・中学校、高等学校では、法の下での平等、個人の尊厳などあらゆる人権課題に共通する普遍的な視点からの学習と、障害のある人、子どもなど個別の人権課題についての学習をバランスよく取り入れます。
- ③ 学校・幼稚園・保育所において、子どもたちは人権教育としての学習だけでなく、教職員の言動や学校・幼稚園・保育所の環境から知らず知らず人権感覚を身につけます。そのため、教職員の資質向上に努め、子どもたちの学習環境を人権の視点から充実します。
- ④ 保護者が子どもたちに日常生活を通じて思いやりの心や基本的な社会ルールなどを教えていくことが大切であることから、親子ともに人権感覚が身につくよう、PTA等を通じて親の学習機会の充実や情報の提供を図ります。

■ 主な事業の展開

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------|---|--------|
| 保育事業 | 子どもの健やかな成長のために保育士等の専門性を生かしながら、家庭や地域、学校、各関係機関などと連携し、子どもの発達を保障するとともに、自尊感情を育み、子どもの人権擁護、児童虐待防止などの面でも関連機関と連携して取り組みを進めます。 | 保育課 |
| 人権・道徳教育研究指定事業 | 子どもたちの発達段階に応じて、人権についての認識を深めさせ、道徳性を高め、自分を大切にする気持ちや他者の立場を尊重する心を育み、人権を尊重して生きる技能が身につくように、人権教育の方向性や指導内容等を研究し、市内の全学校園における人権教育を活性化します。 | 学校教育課 |
| あかし・夢・こころ教育プログラム事業 | 子どもたちの発達段階に応じて、道徳教育・人権教育において、地域の方や著名人、芸術家、自分の仕事に誇りを持ち取り組んでいる人などを学校園に招き、子どもたちに夢や希望を持たせる取り組みを進めます。 | 課 学校教育 |
| 人権教育・啓発出前講座 | 保育所・幼稚園・小・中学校・高等学校等における人権研修の場として活用するための講座メニューを整備し、講師派遣などの支援を行うことにより、学校園等における人権研修の開催を促進します。 | 課 人権推進 |
| 人権意識啓発事業 | ・人権啓発作品コンクール 人権意識啓発事業の一つとして、小・中・高等学校の生徒を対象に、心のふれあいや、あたたかさのあふれる作品募集を行います。 | 進 人権推 |

| | | |
|------------|--|--------|
| 人権教育研究事業 | 学校・P T A・自治会・企業など広範な団体で構成する人権教育研究協議会と連携し、人権教育・啓発活動の研究事業を実施します。 | 課 人権推進 |
| P T A 研修事業 | 学校と家庭が連携して子どもの人権意識や自尊感情を育てるため、P T Aにおける保護者対象の人権教育研修等を推進します。 | 課 地域連携 |
| 子育て支援事業 | 子育て支援センターなど、乳幼児期の子と親が集い、交流する場などにおいて、自尊感情を育むためのかかわり方など、子どもの健康やかな成長のための取り組みを支援します。 | 援 子育て支 |

2 家庭・地域・職場等における人権教育・啓発

- ① 家庭は、子どもの豊かな人権感覚を育む基礎を築く重要な役割を有しています。そのため、子育てに関する情報提供や相談・支援体制を整備するとともに、人権学習機会の充実に努めます。
- ② 地域では、市民が参加しやすい人権研修会を開催するとともに、さまざまな活動を通して人と人との交流を促進し、人権文化あふれるまちづくりを進めます。
- ③ 企業、団体（N P Oなど）が人権尊重の視点でさまざまな人権課題に自主的に取り組み、社会的責任を果たせるよう、情報提供や人権研修・啓発活動の支援を行います。
- ④ 全体的な取り組み
 - ・人権課題及び市民ニーズが多様化、複雑化していることを踏まえ、関係機関・各種団体との連携をしながら、多彩な内容の研修会の開催に努めます。
 - ・研修会や行事等において参加者が共感的に人権課題を理解できるように、参加者の気づきを大切にし、知識を得ることにとどまらず、家庭や地域での実践につながるような企画の立案、運営に努めます。
 - ・研修会や行事を広く市民に周知することで参加者を増やすとともに、アンケートなどにより参加者の声を次の研修会に生かすシステムを確立します。
 - ・効果的で効率的な啓発活動を進めるため、インターネットなど新しいメディアの活用を検討します。
 - ・市民の参画と協働によるまちづくりの観点から、人権研修を市民参加・市民主体の魅力的な生涯学習に発展させます。

■ 主な事業の展開

① 家庭や地域における人権教育・啓発

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------------------|---|-------|
| 人権教育推進事業 自治会研修会等 (人材育成と市民活動への支援) | 中学校区には人権教育推進員を、小学校区には人権啓発員を配置し、自治会、各種団体の人権研修を支援します。今後は自治会研修会等を幅広い市民の参加によるものへと発展させていきます。 | 人権推進課 |
| 人権教育研究事業 【再掲】 | 学校・PTA・自治会・企業など広範な団体で構成する人権教育研究協議会と連携し、人権教育・啓発活動の研究事業を実施します。 | 進人権推 |
| 人権意識啓発事業 | <ul style="list-style-type: none"> 人権フェスティバル、人権の集い 人権の大切さと人権に関する事業を知る機会として市民に定着しつつある行事です。市民が参画しやすい方策を検討します。 人権大学講座 講座の中で多様な人権課題を取り上げ、市民が人権問題に触れ理解を深める機会を増やすことを目的としています。さまざまな市民が参加できるような工夫を図ります。 人権文化教室 中学校区ごとに市民の身近な場所で人権問題を学習する機会を拡充します。 人権啓発教材等(人権啓発冊子「みんなのしあわせのために」等) 毎年作成する、市民向け人権啓発冊子「みんなのしあわせのために」や人権カレンダー等について、今日的な課題の啓発や市民が親しみの持てる工夫等を図ります。 | 人権推進課 |
| 厚生館事業 | 地域における人権の拠点施設として、地域住民の福祉の向上と人権の尊重されるまちづくりをめざし、市民のニーズにあった事業の取り組みを進めます。 | 課人権推進 |

② 企業等における人権教育・啓発

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|---|-------|
| 人権教育研究事業 【再掲】 | 学校・PTA・自治会・企業など広範な団体で構成する人権教育研究協議会と連携し、人権教育・啓発活動の研究事業を実施します。 | 進人権推 |
| 企業人権問題研修会 | 事業所内の人権意識の高揚を図り、差別のない明るい職場づくりを進めるために実施しています。今後は参加企業数の増加をめざすとともに、事業所内での人権研修の支援に努めます。 | 課人権推進 |
| 就労支援・雇用環境向上推進事業 | 公正採用の推進、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止、男女共同参画の推進、高齢者・若者・障害者雇用の促進、非正規・外国人労働者の権利擁護など企業内における人権課題に関する啓発を推進します。 | 課商工労政 |

第4章 人権課題への取り組み

1 女性

女性も男性もだれもお互いを尊重し認め合いながら、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮して、あらゆる場に対等な立場で参画し、ともに責任を分かち合い、いきいきと暮らすことができる、男女共同参画社会の実現をめざします。

- (1) 男女平等・男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくり
- (2) 配偶者等からのあらゆる暴力（DV）の根絶
- (3) 生活の場における男女共同参画の促進
- (4) 働く場における男女共同参画の推進
- (5) 生涯にわたる健康の保持・増進と福祉の充実

■ 主な事業の展開

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|---------|
| 男女共同参画推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・あかし男女共同参画センターの運営 男女共同参画社会実現のための拠点施設として、認知度を高め、さまざまな年齢や性別の市民の利用を促進します。 ・啓発事業等の実施 学習機会の提供や固定的役割分担意識の払拭のため、社会情勢に即した啓発講座の開催や情報誌等の発行に取り組みます。 ・女性のための相談事業 「女性のための相談室」、再就職や起業を希望する女性のための「チャレンジ相談」、「健康相談」、「法律相談」等により、総合的に女性を支援していきます。 ・DV対策 明石市DV対策連絡会議を開催し、関係各課の情報交換、対策の協議等を行います。また、デートDVの未然防止のため市内高等学校への出前講座を継続実施します。あわせて、中学校への啓発活動を検討していきます。 | 男女共同参画課 |
| 婦人相談・母子相談事業 | 婦人相談員兼母子自立支援員を設置し、婦人相談、母子相談を実施します。 | 課 児童福祉 |
| 就労支援・雇用環境向上推進事業（女性向け） | ポスター等による育児休業制度や介護休業制度の普及啓発、企業内研修の推進等を通じて、人権尊重の視点からセクシュアル・ハラスメント防止、男女の公平な採用や労働条件等雇用環境の向上を図ります。 | 課 商工労政 |

2 子ども

すべての子どもたちが、人権が尊重される環境のなか、安全・安心で、笑顔で個々の輝きを放ちながら、健やかに成長できるような社会づくりをめざします。

- (1) 子どもの人権の尊重に関する啓発の推進
- (2) 子どもの人権に配慮した保育・教育の推進
- (3) 児童虐待防止対策など子どもの安全を守る取り組みの推進
- (4) いじめや不登校等への取り組みの強化
- (5) 障害児と発達が気になる子どもへの支援
- (6) 相談・支援体制の充実

■ 主な事業の展開

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------|---|-----------------|
| 児童健全育成支援システム（子どもすこやかネット）事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けた児童及び非行等問題行動のある青少年への支援 福祉・教育・医療・保健などの各分野の関係機関が連携し、即応性と実効性のある支援策を検討していきます。 ・児童虐待防止および青少年の非行や犯罪防止に向けた啓発活動 オレンジリボンキャンペーン等の実施により市民の児童虐待防止への理解を広めていきます。また、児童虐待等の早期発見・早期対応、未然防止に向けた市民啓発や関係者への研修機会の拡充を図ります。 | 子育て支援課 |
| 子育て支援事業【再掲】 | 子育て支援センターなど、乳幼児期の子と親が集い、交流する場などにおいて、自尊感情を育むためのかかわり方など、子どもの健やかな成長のための取り組みを支援します。 | 援 子育て支 課 課 |
| 家庭児童相談事業 | 家庭において子どもを養育していくうえでの悩みについて、家庭児童相談員による相談を行います。 | 支 子育て 援 課 |
| 婦人相談・母子相談事業【再掲】 | 婦人相談員兼母子自立支援員を設置し、婦人相談、母子相談を実施します。 | 課 児童福 祉 |
| 保育事業【再掲】 | 子どもの健やかな成長のために保育士等の専門性を生かしながら、家庭や地域、学校、各関係機関などと連携し、子どもの発達を保障するとともに、自尊感情を育み、子どもの人権擁護、児童虐待防止などの面でも関連機関と連携して取り組みを進めます。 | 保 育 課 |
| 人権・道徳教育研究指定事業【再掲】 | 子どもたちの発達段階に応じて、人権についての認識を深めさせ、道徳性を高め、自分を大切にする気持ちや他者の立場を尊重する心を育み、人権を尊重して生きる技能が身につくように、人権教育の方向性や指導内容等を研究し、市内の全学校園における人権教育を活性化します。 | 学 校 教 育 課 |

| | | |
|--------------------------|---|---|
| 特別支援教育 | 一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援教育を推進します。推進にあたっては、特別支援教育コーディネーターを中心とする特別支援教育校園内支援体制を構築し、個々の子どもの実態把握や保護者との連携体制に努めます。教職員の専門性をさらに向上させ、関係機関との連携充実を図り、ライフステージを通じた支援が行えるよう研修体制の充実や体制の整備に努めます。 | 学校教育課 |
| いじめ対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止月間」の設定 「いじめは絶対に許されない」という市民意識の定着に向け、「いじめ防止月間」を設定し、いじめ防止啓発フォーラムの開催やリーフレットの配布事業を行います。 ・「“いじめストップあかし” こども会議」の開催 児童生徒自らが「いじめは絶対に許されない」という意識を深めていくために、各小中学校の代表者が取り組みの発表や意見交換を行う「“いじめストップあかし” こども会議」を開催します。 ・就学前児童への啓発 就学前児童に対し、相手を思いやる心を育む取り組みとして「いじめ防止啓発劇（ニコニコあかし）」を行います。 | いじめ対策課 |
| 「ネットいじめ」未然防止・早期発見のための研修会 | インターネットによるいじめの未然防止や早期発見、早期対応のため、教職員や保護者を対象にした研修会を開催します。 | いじめ対策課 |
| 不登校対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ストップ不登校あかし」 不登校の未然防止、早期対応のため、「ストップ不登校あかし」のシステムの定着と活用を進めます。 ・適応教室の開設 「もくせい教室」を開設し、不登校生の再登校支援を行います。 | いじめ対策課 |
| 青少年育成センター運営事業 | 明石市青少年補導委員会や地区青少年愛護協議会などの地域団体との連携のもとに、補導活動、相談活動、広報啓発活動等を行い、個々の問題行動に対する適切な助言や援助を行います。 | 年い 育 成 セ ン タ ー （ 青 少 |
| 福祉学習 | 心やさしい子どもたちの育成を図るため、市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・手引き・手話・点字などの体験学習を行います。 | 議 会 明 会 福 石 社 社 社 協 協 協 |

3 高齢者

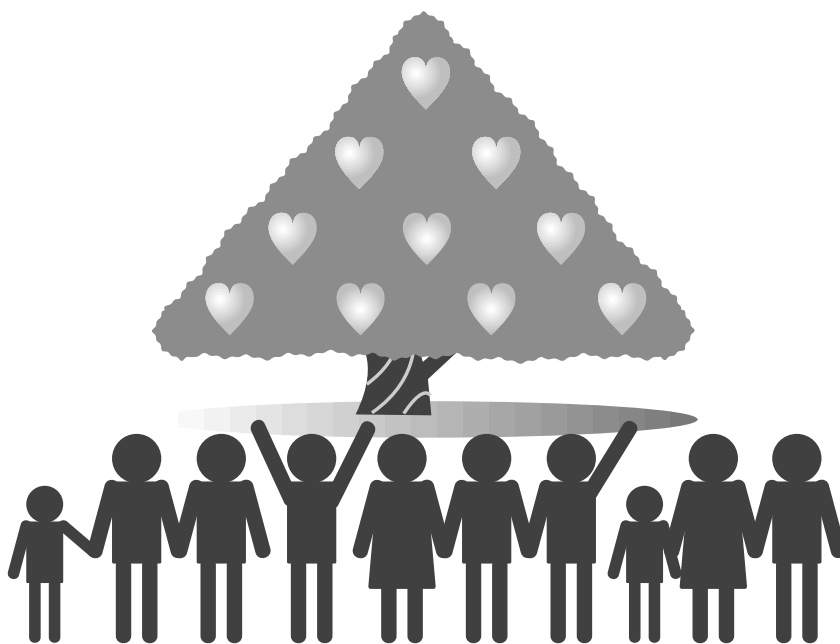
高齢者が年齢・性別にかかわらず、健康で家族や気心の知れた仲間とともに、住み慣れた地域で尊厳を持って安心して暮らし、社会を支える一員として積極的に社会参加ができるよう、高齢者の人権を尊重した社会づくりをめざします。

- (1) 高齢者の人権を尊重する意識づくり
- (2) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の充実
- (3) 高齢者が安心して生活できる環境づくり
- (4) 高齢者の権利擁護の推進

■ 主な事業の展開

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------|---|---------------------------------|
| 明石市高齢者虐待防止委員会の開催 | 高齢者虐待の関係機関から成る委員会を継続的に開催し、関係機関とのネットワークを構築するとともに、市民に対する高齢者虐待に関する広報・啓発活動を行います。 | 室 高 年 介 護 |
| 介護保険制度、介護相談員の制度の充実 | ・ふれあい介護相談員事業の実施 一定の研修を受講した者をふれあい介護相談員として登録し、特別養護老人ホーム、老人保健施設、高齢者グループホームの施設に月4回程度派遣して、利用者の権利を擁護するとともに、介護サービスに係る苦情に至る事態の未然防止に努め、介護サービスの質的な向上を図ります。 | 高 年 介 護 室 |
| 権利擁護事業 | 高齢者虐待や消費者被害、金銭管理ができないなどの困難な問題を抱えた高齢者が、地域において尊厳ある生活が送れるよう、関係機関と連携し、専門的・継続的な視点から支援を行います。 | 室 高 年 介 護 |
| 福祉のまちづくり推進事業（バリアフリーの整備） | 不特定多数の人の利用が見込まれる公益的施設や公共施設等において、高齢者等が安全かつ快適に利用できるように配慮した整備を推進するために、県の福祉のまちづくり条例にもとづく建築物の届出に関する助言・指導を行います。 | 障 建 害 築 福 安 祉 全 課 課 |
| 就労支援・雇用環境向上推進事業（高齢者向け） | 高齢者の就労支援として、継続雇用制度等の啓発を行います。 | 課 商 工 労 政 |
| 福祉サービス利用援助の事業（日常生活自立支援事業） | 在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者で、本人の利用意思が確認できる方を対象に金銭管理や福祉サービスの利用についての援助を行います。 | 福 明 祉 石 協 市 議 社 会 会 |

| | | |
|--------------------------|---|------------------------|
| 福祉学習 【再掲】 | 高齢者に対する思いやりの心を育むため、市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・手引き・手話・点字などの体験学習を行います。 | 明石市 議会 福祉 協会 |
| ユニバーサルの 視点を生かした 広報 | 高齢者にもやさしい、ユニバーサルデザインの視点に立った広報を展開します。 | 広報 課 及 各 課 |



4 障害のある人

障害のある人が基本的人権を持つひとりの人として、住み慣れた地域の中で安心して暮らし、自ら進んで社会活動に参加できるような自立と共生の社会の実現をめざします。

- (1) 障害および障害のある人への理解を深める福祉学習・交流活動の推進
- (2) 特別支援教育の充実
- (3) 地域で安心して暮らせる体制づくり
- (4) 障害のある人の雇用・就労支援体制の充実
- (5) 障害のある人の権利擁護の推進

■ 主な事業の展開

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------------|---|---------------------------------|
| 相談支援事業 | 障害のある人の地域での生活を支援するため、各種福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等を行う相談支援事業所を開設し、障害のある人及びその家族に対する支援を行います。 | 障害福祉課 |
| 地域自立支援協議会 | 相談支援事業者が中心となって運営する個別支援会議を通じて取り上げられた地域のニーズや困難ケースの解決に向け、保健、医療、福祉、教育、就労などさまざまな分野から協議を行う「地域自立支援協議会」を開催します。 | 障害福祉課 |
| 障害者就労支援事業 | 市役所内の福祉コンビニエンスストアの運営による雇用、市役所臨時職員としての雇用、市役所内作業所「時のわらし」の運営などを継続するなど、障害のある人の就労の場の確保を進めます。また、生活支援、就労支援、定着支援を一体的に行うため、明石市障害者就労・生活支援センターを運営していきます。 | 障害福祉課 |
| 権利擁護事業 | 金銭管理ができないなどの困難な問題を抱えた障害のある人が、地域において尊厳ある生活が送れるよう、関係機関と連携し、専門的・継続的な視点から支援を行います。 | 課 障害福祉 |
| 障害者週間啓発事業 | 市民、障害者団体・民生児童委員協議会等、各種団体の関係者が一堂に会して、障害のある人の福祉についての関心と理解を深める機会として、また、市職員に対する研修の場としても位置づけ、コンサートや映画上映などによる啓発事業を展開していきます。 | 障害福祉課 |
| 福祉のまちづくり推進事業（バリアフリーの整備） 【再掲】 | 不特定多数の人の利用が見込まれる公益的施設や公共施設等において、障害のある人等が安全かつ快適に利用できるように配慮した整備を推進するために、県の福祉のまちづくり条例にもとづく建築物の届出に関する助言・指導を行います。 | 障 建 害 築 福 安 祉 全 課 課 |

| | | |
|-------------------------------|---|----------------|
| ユニバーサルの視点を生かした広報 【再掲】 | 障害のある人にもやさしい、ユニバーサルデザインの視点に立った広報を展開します。 | 広報課 及び |
| 特別支援教育 【再掲】 | 一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援教育を推進します。推進にあたっては、特別支援教育コーディネーターを中心とする特別支援教育校園内支援体制を構築し、個々の子どもの実態把握や保護者との連携体制に努めます。教職員の専門性をさらに向上させ、関係機関との連携充実を図り、ライフステージを通じた支援が行えるよう研修体制の充実や体制の整備に努めます。 | 学校教育課 |
| 障害者（児）支援事業 | 木の根学園では、障害のある人の社会的自立のための生活支援、作業指導及び就労援助を、また、ゆりかご園では、障害児が地域で主体的に生活できるよう、ニーズに応じた療育を継続実施していきます。また、明石障がい者地域生活ケアネットワークの加盟団体との連携を深め、障害者（児）が地域で安心して生活できるまちづくりを進めます。 | 通園療育センター |
| 就労支援・雇用環境向上推進事業（障害のある人向け） | 障害のある人の就労支援として、トライアル雇用制度等の啓発を行います。 | 商工労政課 |
| 福祉サービス利用援助の事業（日常生活自立支援事業）【再掲】 | 在宅で生活されている判断能力に不安のある知的・精神障害者で、本人の利用意思が確認できる方を対象に金銭管理や福祉サービスの利用についての援助を行います。 | 協議会 明石市社会福祉 |
| 福祉学習 【再掲】 | 障害のある人に対する思いやりの心を育むため、市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・手引き・手話・点字などの体験学習を行います。 | 議会 明石市社会福祉協 |

5 同和問題

実態的な差別はほぼ解消され、表層では差別が見えにくくなっていますが、依然として残る心理的差別をなくすため、市民一人ひとりが解決に向け自らの課題として主体的に取り組んでいけるような、効果的な教育、啓発を推進します。

- (1) 差別意識解消のためのさまざまな取り組みの推進
- (2) 相談体制の充実

■ 主な事業の展開

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|--------|
| 人権意識啓発事業【再掲】 | 人権フェスティバル、人権の集い、人権大学講座、人権文化教室、企業人権問題研修会、人権啓発教材等（人権啓発冊子「みんなのしあわせのために」等）、人権啓発作品コンクールなどの機会を通じて、同和問題に関する講演会や研修会、啓発資料の充実を図ります。 | 人権推進課 |
| 人権教育推進事業【再掲】 | 地域における人権学習の機会や、人権感覚を育てる各種講座等の実施を支援します。 | 課 人権推進 |
| 厚生館事業【再掲】 | 同和問題をはじめ人権課題に取り組んできた実績を活かして、地域における人権の拠点施設として、地域住民の福祉の向上と人権の尊重されるまちづくりを進めます。 | 課 人権推進 |
| 就労支援・雇用環境向上推進事業（同和問題対策） | 職場において、一人ひとりが同和問題を正しく理解、認識し、偏見や差別意識の解消を図るため、また、企業が社会的責任を果たすように、企業内の研修を支援し、就労支援と雇用環境の向上を促進します。 | 商工労政課 |
| 相談事業 | 各種人権相談、差別事象についての相談事業を行い、法務局、人権擁護委員協議会などの関係機関・団体との連携のもとに対応していきます。 | 課 人権推進 |

6 外国人

外国人に対する差別や偏見が解消され、互いの文化を理解し合い、対等な関係で同じ住民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現をめざします。

(1) 多文化共生のための教育・啓発の推進

(2) 外国人が暮らしやすい環境づくり

■ 主な事業の展開

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------------|--|--------------------------|
| ユニバーサル の視点を生かした 広報 【再掲】 | 外国人にもわかりやすい、ユニバーサルデザインの視点に立った 広報を展開します。 | び 広 各 報 課 課 及 |
| 国際交流推進事 業 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人が暮らしやすい環境づくり 情報提供や相談体制の充実等、外国人が暮らしやすい環境づく りを進めます。 日本語教室等の開催 明石市国際交流協会と連携して、日本語教室、講演会、その他 のイベント等を実施し、国際交流や在住外国人との共生に関する 市民の関心を高めます。 地域での交流行事の開催促進 地域における交流行事などを通じて異文化交流や相互理解を 促進し、多文化共生社会づくりを進めます。 | 文 化 振 興 課 |
| 就労支援・雇用 環境向上推進事 業(外国人向け) | 外国人の就労支援として、外国人労働者の雇用管理制度の啓発を 行います。 | 課 商 工 工 労 政 |
| 日本語指導協力 者派遣事業 | 日本語理解が不十分な外国人児童生徒に対し、当該児童生徒の母 国語を理解できる「日本語指導協力者」を派遣し、外国人児童生徒 の自己実現を支援します。 | 課 学 校 校 教 教 育 育 |
| 多文化共生ボラ ンティア派遣事 業 | 日本語理解が不十分な外国人園児・児童生徒や保護者に対し、兵 庫県教育委員会人権教育課に属する子ども多文化共生センターに 登録している「多文化共生ボランティア」を派遣し、外国人児童生 徒の自己実現を支援します。 | 学 校 教 育 課 |
| 外国人市民基本 施策の調査研究 | 多文化共生社会の実現に向け、市役所内の関係課による横断的な プロジェクトチームを設置し、外国人市民に対する施策のあり方 について調査・研究します。 | 課 人 権 権 推 推 進 進 |

7 多様な人権課題

わが国には人権にかかわるさまざまな問題があります。差別、偏見、犯罪等で人権を侵害されている人たちの尊厳が回復され、人間として安心して暮らすことができる社会の実現が求められています。

次にかかげる課題のほか、さまざまな人権課題の解決を図るために、正しい認識と理解を深める教育及び啓発を進め、差別や偏見をなくしていくことがなによりも必要です。

- (1) 失業などによる生活困難者の人権
- (2) インターネット・携帯電話による人権問題
- (3) 犯罪被害者の人権
- (4) 刑を終えて出所した人の人権
- (5) HIV感染者やハンセン病患者等の人権
- (6) 性的マイノリティの人権
- (7) アイヌの人々の人権
- (8) 北朝鮮による拉致問題
- (9) その他の人権

■ 主な事業の展開

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------------------|---|--------|
| 多様化、複雑化する人権課題への対応 | 新たな人権課題に対応していくため、国・県・関係機関との連携のもと、個々の課題に応じた啓発パンフレット等の配付や、これらの課題をテーマに取り上げた研修会を開催するなど、市民への啓発活動を進めます。 | 人権推進課 |
| 「ネットいじめ」未然防止・早期発見のための研修会【再掲】 | インターネットによるいじめの未然防止や早期発見、早期対応のため、教職員や保護者を対象にした研修会を開催します。 | いじめ対策課 |
| 犯罪被害者等支援事業 | 犯罪被害者への支援について、市の役割を明確にし、必要な支援、措置を講じていきます。 犯罪被害者への支援に対する市民理解を広げるための啓発活動に取り組みます。 また、支援策の充実に向け、県、警察、NPO等関係機関との連携強化を図ります。 | 防災安全課 |
| 北朝鮮拉致問題週間事業 | 12月の「北朝鮮拉致問題週間」の機会をとらえ、国・県・関係機関との連携のもと、市民への啓発活動を進めます。 | 課 人権推進 |

1 推進体制と職員研修の充実

(1) 推進体制の充実

① 推進組織の強化と連携、課題別プロジェクトの推進

人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、市役所内の関係部課で構成する「人権施策推進連絡会議」を開催し、緊密な連携のもとに取り組んでいきます。

また、複数の分野にわたって横断的に取り組むべき課題に対しては、プロジェクトチームを設置し、施策を推進していくこととします。

② 推進状況の点検・評価

推進方針の推進状況を明らかにするために、「人権施策推進連絡会議」において関係部課・機関との連絡、調整を図りながら、個別の分野ごとの人権施策の推進状況を総合的に検証します。また、推進状況の点検・評価にあたっては、意見を求めるために、学識経験者をはじめ、人権擁護に携わる関係者、教育関係者等をもって組織する「懇話会」を設置します。

なお、推進状況の点検・評価を効果的に実施するために、概ね5年ごとに市民アンケート等を実施し、進行状況を把握し、その結果を公表します。

■ 主な事業の展開

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------|--|--------|
| 人権施策推進連絡会議の開催 | 市役所内の関係部課で構成する「人権施策推進連絡会議」を開催し、緊密な連携のもとに施策を推進していきます。また、施策の進捗状況についても総合的に検証し、その結果を公表します。 | 課 人権推進 |
| 課題別プロジェクトの設置 | 複数の分野にわたって横断的に取り組むべき課題に対しては、プロジェクトチームを設置し、施策を推進します。 | 課 人権推進 |
| 懇話会の設置 | 推進方針の進捗等を点検・評価するにあたり、外部からの意見等を求めるために、学識経験者をはじめ、人権擁護に携わる関係者、教育関係者等をもって組織する「懇話会」を設置します。 | 課 人権推進 |
| 市民アンケートの実施 | 施策推進による市民の人権意識の経年変化をつかみ、効果的に施策を推進するため、概ね5年に1度、市民アンケートを実施します。 | 課 人権推進 |

(2) 職員研修の充実

公務員として必要な人権感覚を身につけ、一人ひとりが人権尊重の視点に立って職務が遂行できるよう職員研修の充実を図ります。

また、市が事業等を委託している団体や指定管理者などに対しても同様に職員研修の充実を図るよう指導します。

■ 主な事業の展開

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------|--|----------------|
| 職員人権特別セミナー | 行政職員が人権感覚を身に付け、一人ひとりが人権尊重の視点にたって職務を遂行するため、また、社会情勢の変化とともに多様化、複雑化する人権課題に対応できるように、多様な人権課題を取り上げた特別研修を実施します。 | 人権推進課 人材開発課 |
| 行政職員研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修、基礎意識研修 多様化、複雑化する人権課題に対応できるよう、職員として必要不可欠な人権に対する意識の向上を図るために、計画的・体系的な研修を実施します。再任用職員や任期付職員の研修についても検討します。 ・セミナー、講演会 「人権フェスティバル」や「人権の集い」等への職員の参加を促進し、人権について理解を深める機会の充実を図ります。 | 人材開発課 |
| 保育所職員研修 | 保育士等の職員の資質向上と職員全体の専門性の向上、さらに人権意識の高揚や豊かな人権感覚の育成のための研修を実施します。 | 保育課 |
| 人権教育研修 | 教員の人権感覚を磨き、子どもたちへの指導の充実を図るために人権教育担当者を対象に研修を実施し、人権尊重の学校文化の構築を進めます。 | 課 学校教育 |
| 教職員研修 | 重点課題研修講座、年次別研修講座、教科等研修講座、研究グループ等の機会を通じて、教職員が子どもとの望ましい関係づくりや人権教育のあり方などを研究し、実践につながるように支援します。 | 教育研究所 |

2 関係機関・団体等との連携・協力の強化

(1) 関係機関・団体、企業との連携

推進方針を実効あるものにするため、人権教育・啓発活動について、国や県など関係機関はもちろん、関係団体や企業などと緊密な連携を図っていきます。また、地域では家庭と保育所（園）、幼稚園、学校、企業などが連携して人権教育・啓発に努めることとします。

■ 主な事業の展開

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------|--|-------|
| 国、県等との連携 | 市の人権施策関係課、社会福祉協議会・国際交流協会等の市の関係機関、子ども家庭センター等の県の関係機関、神戸地方法務局等の国の関係機関、さらに（財）兵庫県人権啓発協会、明石人権擁護委員協議会、明石市人権教育研究協議会等の人権関係団体のネットワークを構築し、情報の共有化や啓発事業の共同開催等を進め、事業の一層の効果的・効率的な推進を図ります。 | 人権推進課 |

(2) 相談・支援体制の強化

本市では、人権施策を担当する各課において、法律相談など各種の相談業務を行っています。これらの相談業務を人権にかかわる施策として明確に位置づけ、人権尊重の視点で二次的被害がないように十分に配慮し、適切に対応していきます。

- ① 相談事業の市民への周知
- ② 人権相談に関する連携の強化
- ③ 人権救済のための関係機関との連携・協力

■ 主な事業の展開

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------|--|-------|
| 広聴事業 「市民の声」 | 市民から寄せられる市政に対する苦情、要望等に対し、市民ニーズを的確に把握するため、「市民の声」データベースに登録し、庁内で情報を共有化できるように対応します。また、連絡調整だけでなく、より広く全庁的な情報共有を図り、所管課にて施策の改善に反映できる仕組みを検討します。 | 市民相談課 |
| 行政オンブズマン事業 | 市政に関する苦情等を、公平かつ中立的な立場で調査を行い、行政オンブズマンを通じて市政への反映を行っています。人権侵害等の苦情についても、事実があった日から1年以内であれば申し立てが可能であり、市民の権利や利益の侵害からの救済制度として行政オンブズマンの周知を図ります。 | 市民相談課 |

| | | |
|------------------|--|--------|
| 市民相談事業 | 市民の日常生活上のさまざまな問題を解決するため、一般相談や専門家による特別相談を実施しています。人権相談をはじめ、多様化する市民からの相談にきめ細やかに対応できるよう窓口の充実を図ります。 | 市民相談課 |
| 相談員の連携・研修 | 複雑化・多様化する人権問題に、適切に対応できるよう、相談員をはじめとする職員の専門的研修を実施するとともに、関係各課の相談員等の連携強化を図っていきます。 | 人権推進課 |
| 人権救済のための関係機関との連携 | 神戸地方法務局や明石人権擁護委員協議会等の国の関係機関との密接な連携・協力を図り、問題解決へとつなげていきます。 | 課 人権推進 |

3 市民の参画と協働による施策の推進

人権施策の推進にあたっては、人権学習のリーダーやボランティアなどを育成し、人材が有効に活用されるような体制づくりを進めるほか、事業の計画段階からの市民参画を促進し、市民と市民、市民と市が協働して、それぞれが持つ資源や専門性を生かしながら進めていきます。

■ 主な事業の展開

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--|---|------------|
| 人権教育推進事業 自治会研修会等 (人材育成と市民活動への支援)【再掲】 | 中学校区には人権教育推進員を、小学校区には人権啓発員を配置し、自治会、各種団体の人権研修を支援します。今後は自治会研修会等を幅広い市民の参加によるものへと発展させていきます。 | 人権推進課 |
| 市民活動促進事業 | 本市では、幅広い市民の参画と協働により、だれもが暮らしやすい地域づくりを進めるため、福祉や環境などの分野で公益的な活動を展開する市民活動団体に対し、活動費の助成などを行っています。自主的に人権啓発活動等に取り組む市民グループについても助成対象とし、市民による自主的な人権学習・啓発活動を支援し、担い手の育成を進めます。 | 室 コミュニティ推進 |
| 懇話会の設置 【再掲】 | 推進方針の進捗等を点検・評価するにあたり、外部からの意見等を求めるために、学識経験者をはじめ、人権擁護に携わる関係者、教育関係者等をもって組織する「懇話会」を設置します。 | 課 人権推進 |

4 推進方針の広報・啓発活動




推進方針の推進にあたっては、メディアの活用等、より市民に親しみやすく効果的な手法を取り入れる工夫をし、必要な情報を必要な人に届けられるよう、積極的な広報・啓発活動を推進します。

■ 主な事業の展開

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------------|---|----------|
| 推進方針のPR | 推進方針の広報については、市民啓発用の概要版パンフレットを制作し、地域での人権研修等の機会をとらえて行います。 | 課 人権推進 |
| ユニバーサル の視点を生かした 広報 【再掲】 | 推進方針にもとづく事業等の広報・啓発にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立って、より効果的な手法を検討しながら行います。 | 課 広報課及び各 |

5 施策の推進による効果の測定

本方針にもとづく人権施策の推進による効果を測定するため、次のとおり指標を設定します。なお、測定にあたっては、概ね5年ごとに市民アンケートを実施することとします。

| 項目 | 実績 (平成 22 (2010) 年) | めざすべき方向性 |
|----------------------------------|------------------------|---|
| 学校や職場等で人権や差別問題について学習した経験がある人の割合 | 72.1% |  |
| 人権は人が幸せに暮らしていく上で大切なものであると考える人の割合 | 67.4% |  |
| 差別の原因は差別された人の側にもあると考えている人の割合 | 47.4% |  |

* 実績：明石市人権に関するアンケート（平成 22（2010）年度）における集計結果による値。

明石市人権施策推進方針 実施計画

平成23（2011）年4月

発行 明石市 コミュニティ推進部 人権推進課
明石市中崎1丁目5番1号
TEL 078-918-5024
FAX 078-918-5131
E-mail jinken@city.akashi.lg.jp